

令和 4 年度 特定外来生物指定等の考え方について

1. 今回の特定外来生物指定の位置づけ

平成 27（2015）年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リスト（以下、「リスト」という）を受け、外来生物法に基づく特定外来生物として、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度にかけて計 54 種類の指定を行った。一方で、引き続き指定を検討すべき種が出てきていることが確認されている。平成 29（2017）年には、リストには掲載されていないものの海外で侵略的な外来アリとして知られるハヤトゲフシアリが国内で初めて確認され、令和 2（2020）年に特定外来生物に指定された。その後、さらに外来カミキリムシの新たな侵入や分布拡大が確認され、平成 29（2017）年度に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリと同様、生態系等への被害や人為的な拡散による分布拡大等が懸念されている。

これらのことから、以下の 2 種を特定外来生物に選定する候補とする。

<指定候補>

- ツヤハダゴマダラカミキリ *Anoplophora glabripennis*
- サビイロクワカミキリ *Apriona swainsoni*

<スケジュール（案）>

令和 5 年 3 月中旬 : 専門家グループ会合【昆虫類等陸生節足動物】開催

令和 5 年 3 月下旬 : 専門家会合【全体会合】開催 ※書面開催

令和 5 年夏頃 : SPS 通報

令和 5 年夏頃 : 政令案パブリックコメント（30 日間）

令和 5 年夏頃 : 政令公布

令和 5 年秋頃 : 政令施行